

福祉介護職員等処遇改善加算の取り組み

< 賃金改善を行う賃金項目及び方法 >

基本給 ・ 手当 ・ 賞与

< 具体的な取組内容 >

福祉・介護職員に既存の処遇改善手当を増額支給するとともに基本給のベースアップを実施する。また、賞与として支給し、処遇改善を図る。（金額は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

< ベースアップの実施予定 >

実施する

< キャリアパス要件 >

I～II 該当

< 職場環境等要件 >

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

< 見える化 >

- ・職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載